

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
9月29日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県工事執行規則の一部を改正する規則（技術管理課）……………一
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………四
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出（厚政課）……………四
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………四
保安林指定の解除（柳井市）（森林整備課）……………四
指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）……………五
- 公告
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……………五
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………六



山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十九号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則（昭和四十九年山口県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「解除」を「解除等」に改める。

第六条第二項中「第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。」

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

第六条第二項中「第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。」

十七 工事が目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任

第二十四条第二項中「「監視技術者」という。」の下に、「同条第三項ただし書に規定する監視技術者の行うべき職務を補佐する者として政令で定める者（以下「監視技術者補佐」という。）を、「監視技術者」の下に、「監視技術者補佐」を加える。」

第二十五条第一項及び第二項中「「監視技術者」の下に、「監視技術者補佐」を加える。」

第二十八条第八項中「貸与品に」の下に「設計図書に定める数量、品質又は規格若しくは性能に適合しないもの（を）を加え、「かし」を「ものに限る。」に改める。」

第三十三条第二項中「年五パーセントの割合」を「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第二十九条第一項本文に規定する財務大臣が定める率」に改める。

第三十四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十条第一項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第二項」に改める。

第四十四条第十項中「年二・七パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号。以下「支払遅延防止等法」という。）

第八条第一項本文に規定する財務大臣が決定する率」に改める。

第四十六条第三項及び第五十一条中「年二・七パーセントの割合」を「支払遅延防止等法第八条第一項本文に規定する財務大臣が決定する率」に改める。

第五十二条の見出しを「（契約不適合責任）」に改め、同条第一項中「にかしが」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもので」に、「相当の期間を定めて

当該かしの修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を「目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完」に、「当該かしが重要でなく、かつ、その修補」を「その履行の追完」に、「修補」を「履行の追完」に改め、同条

第二項及び第三項を次のように改める。

2 契約担当者は、前項の規定により履行の追完を請求した場合において、県に不相当な負担を課するものでないと認めるときは、請負者をして契約担当者が請求した方法

と異なる方法による履行の追完をさせることができる。

3 第一項の規定により履行の追完を請求した場合において、契約担当者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約担当者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であると認められるとき。

二 請負者が履行の追完を拒絶する意思表示を明確に表示したとき。

三 工事の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、契約担当者が催告をしても請負者が履行の追完をしない見込みがないと明らかに認められるとき。

第五十二条第四項及び第五項を削る。

「第五章 契約の解除」を「第五章 契約の解除等」に改める。

第五十四条第一項中「場合は」の下に「、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第五十四条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 正当な理由がないのに第五十二条第一項に規定する履行の追完をしないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

第五十四条第一項第六号から第十号までを削る。

第五十四条第五項中「第二項の検査」を「第三項の検査」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「工事の完成前に前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、請負者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに契約を解除することができる。

一 契約（権利義務の譲渡等の制限に関する事項に限る。次号において同じ。）に違反して工事についての債権を譲渡したとき。

二 契約に違反して工事についての債権の譲渡により取得した資金を当該工事の施工に要する費用以外に使用したとき。

三 工事を完成することができないと明らかに認められるとき。

四 引渡しを受けた工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において、当該工事の目的物を除却し、再び工事の目的物を建設しなければ、当該契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 工事の完成の債務の履行を拒絶する意思表示を明確に表示したとき。

六 債務の一部の履行をすることができない場合又は債務の一部の履行を拒絶する意思表示を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないと認められるとき。

七 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約の目的を達することができない場合において、履行をしないでその時期を経過したとき。

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に工事についての債権を譲渡したとき。

九 代表者（請負者が個人である場合にあつては、その者）、役員又は支店若しくは

法第三条第一項の政令で定める支店に準ずる営業所の代表者が次のいずれかに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員であるとき。

ロ 自己、所属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもつて、暴力団の威力を利用したとき。

ハ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団、暴力団員又はその指定した者に対し、金品その他の財産上の利益又は便宜を供与したとき。

十 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

十一 法第二条第四項に規定する下請契約、工事材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）の締結に当たり、その相手方が前二号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

十二 契約担当者が、請負人の締結した下請契約等の相手方が第九号又は第十号のいずれかに該当すると認めて、当該請負人に対し当該契約の解除を求めた場合において、その求めに応じなかつたとき。

十三 二以上の建設業者を構成員とする団体である場合にあつては、当該構成員のいずれかが第八号から前号までのいずれかに該当すると認められるとき。

十四 前各号に掲げる場合のほか、債務の履行をせず、契約担当者が前項の催告をし

ても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである

と認められるとき。
 十五 契約の解除を申し出たとき(第五十六条第一項本文の規定による場合を除く。)

第五十四条の二第一項中「おいては、」の下に「直ちに」を加え、同条第二項中「前条第一項後段及び第二項から第五項まで」を「前条第三項から第六項まで」に改める。

第五十五条第一項中「及び」の下に「第二項並びに」を加え、同条第三項中「第五十四条第二項から第五項まで」を「第五十四条第三項から第六項まで」に改める。

第五十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、「をして」の下に「直ちに」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、請負者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、この限りでない。

第五十六条第二項中「第五十四条第二項から第五項まで」を「第五十四条第三項から第六項まで」に改める。

第五十七条第一項中「第五十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第五十八条第一項中「第五十四条第一項」を「工事の完成前に第五十四条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項中「第五十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

4 契約担当者は、工事の完成後に第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十四条の二第一項の規定により契約を解除したときは、請負者をして必要な措置をとらせるものとする。この場合において、当該措置の内容については、請負者と協議して定めるものとする。

第五十八条の三の見出し中「違約金」を「損害の賠償等」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に該当する場合において、当該契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

第五十八条の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 工事の完成前に第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十四条の二第一項の規定により契約を解除したとき。

第五十八条の三を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

契約担当者は、請負者との契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合においては、請負者に対し、損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

一 引渡しを受けた工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき。

二 工事の完成後に第五十四条第一項又は第二項の規定により契約を解除したとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、請負者とその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行をすることができなくなつたとき。

第五十八条の三の次に次の一条を加える。

(契約不適合責任期間等)

第五十八条の四 第五十二条第一項の規定による履行の追完の請求、同条第三項の規定による請負代金の減額の請求、第五十四条第二項(第四号に係る部分に限る。)の規定による契約の解除及び前条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による損害賠償の請求(以下この条において「請求等」という。)は、当該工事の目的物の引渡しを受けた日から二年(当該工事の目的物が電気設備又は衛生設備である場合にあつては、一年)以内に行うものとする。ただし、その期間内にその不適合を知り、その旨を文書で請負者に通知したときは、当該通知した日から一年を経過する日までの間、その期間を延長することができる。

2 契約担当者は、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十四条第二項(第四号に係る部分に限る。)又は前条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、工事の目的物(電気設備及び衛生設備を除く。)の引渡しを受けた際当該工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであることを知つたときは、直ちにその旨を文書で請負者に通知しなければ、請求等を行うことができない。

3 契約担当者は、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十四条第二項(第四号に係る部分に限る。)又は前条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない電気設備又は衛生設備については、当該設備の引渡しを受けた際検査をし、直ちに履行の追完の請求をしなければ、請求等を行うことができない。ただし、当該検査においてその不適合を発見することが困難であつたときは、この限りでない。

4 契約担当者は、第一項に規定する期間内に請求等をしたときは、その理由となる不適合に関して、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による消滅時効の期間に限り、当該請求等以外の請求等を行うことができる。

5 請負人が工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであることを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときは、前各項の規定は、適用しない。

6 前各項の規定にかかわらず、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四条第一項に規定する瑕疵を理由とする請求等は、その瑕疵が

ある工事の目的物の引渡しを受けた日から十年以内に行うものとする。
 7 契約担当者は、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない工事の目的物の引渡しを受けたときは、支給材料の性質又は契約担当者若しくは監督職員の指図によつて生じた不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者が当該支給材料又は当該指図が不相当であることを知りながらその旨を通知しなかつたときは、この限りでない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年十月一日から施行する。
- 2 (山口県工事検査規則の一部改正)
 (山口県工事検査規則(昭和四十三年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。
 第二条第四号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改める。



山口県告示第三百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

令和二年九月二十九日

名 医	称 療	所 在 地	廃 止 年 月 日
		山口県知事 村岡 嗣 政	
瀬戸病院	医療法人社団中村整形外科クリニック	周南市桜木二丁目二番六号	令和二、七、三二
伊藤歯科医院		山陽小野田市稲荷町一一番二〇号	六、三〇
とみや薬局		萩市大字下田万一〇三六	七、三二
		岩国市麻里布町二丁目一番一八号	六、三〇

山口県告示第三百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があつた。

令和二年九月二十九日

名 医	称 療	所 在 地	休 止 年 月 日
		山口県知事 村岡 嗣 政	
おかむら医院		山口市小郡下郷二一九三の二	令和二、三、九

山口県告示第三百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年九月二十九日

名 医	称 療	所 在 地	指 定 年 月 日
		山口県知事 村岡 嗣 政	
進太郎歯科クリニック		宇部市大字東須恵一〇二二の一	令和二、九、一
田万川歯科医院		萩市大字下田万一〇三六	八、〃
あい薬局新南陽店		周南市南浦山町五番一三三	九、〃

山口県告示第三百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和二年九月二十九日

解除に係る保安林の所在場所	山口県知事	村岡 嗣 政
柳井市伊保庄字楠一七四一の三		
保安林として指定された目的 土砂の流出の防備		
解除の理由 道路用地とするため		

山口県告示第344十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

令和二年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 - 下関市豊田町大字稲見字西ヶ迫一五二六、一五二七、一五二八の一、一五二八の四、一五二八の五、一五三二の一、一五三三、一五三四、一五三七の一、一五三八から一五四二まで、一五四四から一五四六まで、一〇七五八の一から一〇七五八の三まで、一〇七五八の五から一〇七五八の一四まで、字竹ヶ久保一五二八の二、一五二八の三、一五二八の六、一五三一、一五三五、一五三六の一、一五三六の二、一五三七の二、一五四三、字大迫一〇三七七の一三、一〇三七七の一四、字鍋サゲ一〇三九八の一、一〇三九八の一から一〇三九八の一六まで
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(二一九) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和二年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営南河内地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

鳥獣侵入防止施設

三 工事完了の時期

平成二十七年一月二十一日

一 事業の名称

県営南河内地区中山間地域総合整備事業(土生換地区)

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事完了の時期

平成二十八年三月三十一日

一 事業の名称

県営南河内地区中山間地域総合整備事業(大山換地区)

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事完了の時期

令和元年五月二十九日

一 事業の名称

県営南河内地区中山間地域総合整備事業(竹安換地区)

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事完了の時期

令和元年五月二十九日

一 事業の名称

県営南河内地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

暗渠排水

三 工事完了の時期

平成二十九年三月三十日

(二二〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字河内字向八口

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市北斗町六番一〇号

株式会社朋友商事